第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、食をめぐる様々な問題が生じ、これらに対応するため、平成 17 年6月、食育を国民運動として取り組む食育基本法(平成 17 年6月 17 日 法律第 63 号)が施行されました。

本県においても、これらの動向を踏まえ、平成 19 年3月に独自の愛媛県食育推進計画(以下「第1次計画」という。)を策定し、さらに、平成 24 年3月に第2次愛媛県食育推進計画(以下「第2次計画」という。)、平成 29 年3月に第3次愛媛県食育推進計画(以下「第3次計画」という。)を策定し、県民に食育の普及啓発をするとともに、市町、関係機関や団体等と連携し、様々な食育の取組を行ってきました。

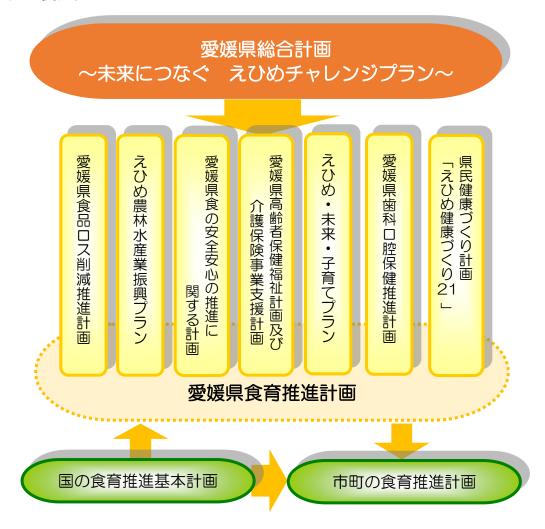
このたび、第3次計画の対象期間が満了することから、令和4年に実施した愛媛県県民健康調査や関係調査結果等を基に、国が令和3年3月に策定した第4次食育推進基本計画も参考にしつつ、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる新たな課題を分析、整理し、第4次愛媛県食育推進計画(以下「第4次計画」という。)を策定することとしました。

第4次計画においては、県民自らが食育推進のための活動の実践に取り組むとともに、新しい生活様式やデジタル技術の発展など、食をめぐる状況の変化を踏まえ、様々な関係者が特性を生かしながら、多様に連携・協働することにより、目標達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

2 計画の位置付け

- 〇 食育基本法第 17 条第1項の規定に基づき、食育を具体的に推進するための第4次計画と します。
- 〇 これまでの食育推進の成果と課題を踏まえ、今後の食育推進の方向性と、令和 10 年度に おける達成目標を定め、関係施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- 〇 県民、教育関係者、農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)、食品の製造、加工、流通、販売を行う事業者及び食事の提供を行う事業者並びにそれらの団体(以下「食品関連事業者等」という。)、行政が、それぞれの役割に応じて、協働して食育に取り組むための基本指針とします。
- 愛媛県総合計画~未来につなぐ えひめチャレンジプラン~、健康づくりにおける中核的な計画である第3次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」(仮)や他の関係計画・指針等と調和を図りながら推進するものとします。

●他の計画との関連図



3 計画の策定と推進

第4次計画の策定に当たっては、第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」を県民運動として取り組むために設置された「県民健康づくり運動推進会議」の専門委員会である「食育推進部会」において、内容を審議しました。

4 計画の期間

計画の対象期間は、令和6年度から令和 10 年度までとします。ただし、情勢の変化を踏まえ、計画の期間内であっても必要に応じて見直す場合があります。

